

骨髄移植手術等の医療行為により、抗体を消失した子どもの 再接種費用の助成について

骨髄移植手術等の医療行為により、過去に接種を受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方が、任意で再接種を行った場合の費用について、全額又は一部を助成します。

再接種にあたっては事前に保健センターまでご連絡の上、手続きをお願いします。

1 対象者

次のすべてにあてはまる方が、助成の対象となります。

- ①特別な理由(※)により接種済みの定期予防接種の抗体が消失し、予防効果が期待できないと医師に判断されている方
- ②接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定により終了している
- ③再接種を受ける日において、市内に住民登録を有する20歳未満の方
(ただし、一部の予防接種は、年齢の上限があります。下記3参照)

※特別な理由とは、疾病により造血幹細胞移植手術(骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血)、免疫抑制療法、化学療法などの医療行為を行ったことをいう。

2 助成の開始

再接種日が令和2年4月1日以降の分から助成開始

3 助成対象となる予防接種

予防接種法で定める子どもの定期予防接種として、既に接種済みのワクチンで、医療行為を行ったことにより再接種が必要であると医師が認めた予防接種が助成の対象となります。(①～④のワクチンは年齢の上限があります。)

ただし、骨髄移植等の医療行為を受ける以前に、定期予防接種として接種をしていない予防接種については、助成の対象とはなりません。

- ① Hib 感染症 【上限年齢:10歳未満】
- ② 小児の肺炎球菌感染症 【上限年齢:6歳未満】
- ③ 結核(BCG) 【上限年齢:4歳未満】
- ④ ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ(4種混合) 【上限年齢:15歳未満】
- ⑤ ジフテリア・破傷風(DT・2種混合)
- ⑥ B型肝炎
- ⑦ 麻しん風しん(MR)
- ⑧ 水痘
- ⑨ 日本脳炎
- ⑩ ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)

4 助成額

予防接種に要した費用、または再接種日の属する年度に、鶴ヶ島市が坂戸鶴ヶ島医師会と契約した委託料のいずれか少ない額を上限として、助成金を交付します。ただし、上限額を超えた費用については自己負担となります。

5 助成に必要な手続きについて

次の流れにより、手続きを行ってください。接種の際、医療機関で接種費用の全額を支払い、後日申請により、指定口座へ全額または一部を償還払いします。

- ① 保護者は、医師に理由書の書類作成を依頼する。
 - ・特別な理由による予防接種の再接種費用助成に関する理由書(様式第2号)
- ② ①の書類とともに、次の書類を市(保健センター)へ提出する。
 - ・特別な理由による予防接種の再接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)
 - ・母子手帳
- ③ 市は認定の可否を審査し決定後、保護者に、再接種費用助成対象認定通知書(様式第3号)を送付する。
- ④ 認定する旨の決定を受けた場合、保護者は子ども(被接種者)に付き添い、母子手帳を持参のうえ、医療機関で接種を行い、接種費用の全額を医療機関へ支払う。また、その際、領収書や予診票などの書類を受け取る。
- ⑤ 接種日から1年以内に、次の書類を市へ提出し、助成金交付の申請をする。
 - (1)特別な理由による予防接種の再接種費用助成金交付申請書(様式第4号)
 - (2)予防接種の再接種費用助成金請求書(指定様式)
 - (3)口座振込等(新規・変更)申出書
 - (4)接種費用の領収書(被接種者氏名、予防接種の種類、再接種日、接種金額、医療機関名が記載のもの)
 - (5)予診票の原本又は写し及び母子手帳
 - (6)振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード)
 - (7)印鑑(シャチハタは不可・朱肉印)
- ⑥ 市は速やかに審査し、再接種費用助成金交付決定通知書(様式第5号)を保護者に送付し、指定口座へ支払う。

6 提出・問合せ先

〒350-2213 鶴ヶ島市大字脚折 1922-10
鶴ヶ島市保健センター 電話:049-271-2745

7 留意事項

- ① 予防接種後に重篤な副反応が発生した場合は、医薬品の副作用として、独立行政法人医薬品医薬機総合機構救済制度の対象となります。
- ② 申請に必要な上記5の下線部分の書類は、市ホームページからダウンロードできます。